

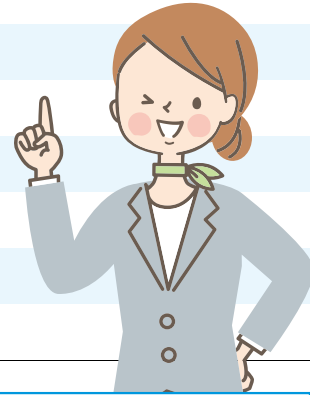
24時間・365日事故専用受付

受付時間:お時間によって受付電話番号が変わります。

●平日 9:00から17:00までは各地区の「事故処理サービスセンター」へご連絡ください。

事故処理サービスセンター

担当地区	設置場所	TEL
北海道(札幌市地区を除く)地区	札幌	011(261)6364
札幌市地区	札幌中央	011(200)0361
東北地区	仙台	022(723)2728
北信越地区	長野	026(225)6933
関東地区	東京	03(3589)3341
東海地区	名古屋	052(231)1025
近畿・四国地区	大阪	06(4800)6565
中国地区	広島	082(554)2555
九州地区	福岡	092(722)3113



●平日17:00から翌日9:00までと土曜日・日曜日 及び祝日の24時間は、
次のフリーダイヤルへご連絡ください。事故受付専用 ☎ 0120-110-665

○内容に応じて被害者や病院等へ連絡をとり、迅速な対応をいたします。○携帯電話からもご利用いただけます。

示談交渉サービス

事故の大小、対人・対物事故にかかわらず、事故処理サービスセンターに配置している
本会の査定専門員が、示談交渉サービスを行います。
紛争事案については、本会の顧問弁護士で対応するなど、事故処理体制を整えています。

加入申込は

- ◆加入申込は事務所・事業所の各担当課(係)へ提出してください。
- ◆「自動車共済のしおり」は担当課(係)に備えてあります。

万一事故にあったときは

- ◆事故が発生したときは、速やかに各担当地区「事故処理サービスセンター」にご連絡ください。

初めて本会共済事業をご利用の方へ

初めて生活協同組合全国都市職員災害共済会に加入され、組合員になって共済事業をご利用されるときは、出資金1口50円の納入が必要です。

詳細については
「自動車共済のしおり」を
ご覧ください。



少ない掛金で
万全の補償



厚生労働大臣認可

生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

〒102-8610
東京都千代田区平河町2-4-2
全国都市会館内

事業部自動車共済担当

TEL 03-3262-5289 FAX 03-3262-2795

受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く。)

ホームページ

詳しくは下記のURLにて、しおり等詳しい内容を掲載しておりますので、ご覧ください。
<http://www.toshiseikyo.or.jp/>

こちらからも
ご覧ください。



少ない掛金で
万全の補償!

退職後も引き続き
加入できます!

都市職員の 自動車共済

運転者の年齢制限はなく掛金は一律です

ホームページにて、
簡単な掛金シミュレーションができます。
<http://www.toshiseikyo.or.jp/car/simulation/>



厚生労働大臣認可



生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

本会は、全国市長会が全国各市の要望に応じて、消費生活協同組合法に基づき、昭和33年に設立された組合です。
創設以来、都市職員の生活の安定と向上に向けて共済事業を実施しております。

少ない掛金で万全の補償 全ての契約に示談交渉サービスがついています。

掛金と補償内容



契約できる車種等

普通・小型乗用車
28,000円(年額)

軽四輪乗用車
17,000円(年額)

自動二輪車(原付を含む)
9,000円(年額)

●掛金は一律で等級制度はありません。

相手方への補償

対人賠償

他人の生命又は身体を害したことにより生じた損害賠償について支払います。



無制限

対物賠償

他人の財物に損害を与えたことにより生じた損害賠償について支払います。



無制限

他車運転特約

契約自動車と同一用途の他の自動車を借り、その自動車の運転中に生じた損害賠償について支払います。



あり^{※1}

無制限

無制限

あり^{※1}

無制限

無制限

なし

あなた自身や同乗者の補償(車両の損害は補償されません)

自損事故傷害

運転者自身が起こした事故により、運転者本人が死傷し、これにより生じた運転者本人の傷害について支払います。



1,500万円

搭乗者傷害

搭乗者が、身体に傷害を被った場合に支払います。



1,000万円

無共済等自動車傷害

搭乗者が、相手方の過失により、死亡又は後遺障害が生じたときで相手方から十分な補償が受けられない場合に支払います。



2億円

1,500万円

1,000万円

2億円

なし^{※2}

500万円

2億円

※1 対人・対物賠償、自損事故傷害及び搭乗者傷害について補償します。 ※2 自動二輪車(原付を含む)の運転者は、搭乗者傷害により補償されます。

加入資格者

※都市職員であればどなたでも、加入できます!

1 都市職員

2 都市職員に準ずる職員

3 特別地方公共団体等の職員

4 都市を退職された方

承継組合員

組合員が死亡した場合に、その配偶者が承継組合員として本会の共済事業を引き続き利用できる制度を開始しました。

運転者の節用

※運転者の年齢制限はありません!

1 共済契約者

2 共済契約者の配偶者

3 共済契約者と同居の親族

4 共済契約者の承諾を得た者^(注)

(注) 共済契約者が契約自動車の運行を一時的に認めた者です。

契約できる自動車

共済契約者又はその者と同一世帯に属する親族(同居の親族)が所有し、常時運行する自動車で、通勤、買物、レジャー等に使用している自家用の自動車(業務用の自動車を除く。)です。
ローン契約により購入した自動車及び1年以上のリース契約により借入れた自動車も契約できます。

ロードサービス

※全ての契約車両がご利用できます。

● レッカーけん引サービス
(100kmまで無料)

故障・事故、トラブルによりご契約のお車が自力走行不能となった場合、現場に急行し、修理工場などにレッカー搬送を行います。

● 各種トラブル対応サービス

- ① バッテリー上がり時のジャンピング
- ② タイヤパンク時のスペアタイヤ交換
- ③ ガス欠による給油
- ④ キー閉じ込み時の開錠
- ⑤ 落輪した場合の引き上げ

車両保険の加入を希望する方へ

本会では、車両共済は実施しておりませんが、「事故処理サービスセンター」が取り扱う民間損保の「車両保険」において、本会自動車共済契約に係る加入歴、無事故歴に基づく保険料の割引を受けて、契約することができます。
また、民間損保から本会の自動車共済に加入した場合も、民間損保の等級を引き継いで契約することができます。

車両保険に加入の際は、**集団扱契約で、約5%の車両保険料の割引が適用されます。(年一括払)**

車両保険総合窓口 ☎0120-918-057

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

【取扱代理店】株式会社エイチ・デイ・ケイ/株式会社中央保険事務所
【引受保険会社】AIG損害保険株式会社

詳しい内容は、AIG損保のプラス保険
専用WEBサイトをご覧ください。

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/lp/ind/kyosai>

